

第3期 平塚市教育振興基本計画

～奏プラン3～

2025～2028年度

2025年1月策定

平塚市教育委員会

第3期 平塚市教育振興基本計画 ~奏 プラン3~ の策定に当たり

時代は「令和」となり、「第2期平塚市教育振興基本計画」が策定された矢先、新型コロナウイルス感染症の感染拡大と国際情勢の不安定化という予測困難な時代を象徴する事態が生じました。特にコロナ禍では、教育の課題が浮き彫りになるとともに、デジタル技術の急速な進化によって学びの変容がもたらされました。これから社会を展望する上で、教育の果たす役割はますます重要となっています。

これまで本市教育委員会では、2010年3月に「平塚市教育振興基本計画～奏プラン～」を策定し、3つの基本目標と11の基本方針のもと、様々な事業を展開していました。通称を「奏プラン」と称した由縁については、計画において展開していく様々な事業が、学校・家庭・地域・行政・関係団体などとの連携・協働によって豊かな生涯学習社会の実現に向かっていく姿を「協奏曲」に見立てたところにあります。

2020年1月策定の「第2期平塚市教育振興基本計画」においては、基本理念と3つの基本方針に整理し、国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に向けた課題等を観点に加えて策定しました。

今回の「第3期平塚市教育振興基本計画」は、現行の「平塚市教育大綱」で定めた基本理念を道しるべとし、前計画から継承する3つの基本方針を柱に、教育施策の着実な推進を図ることとしています。

計画の推進に当たっては、学校教育と社会教育が連携し、今後ますます多様化していく社会に対応すべく、学校や地域、広く市民のウェルビーイングの向上を目指し、様々な事業を各課連携のもとに奏でてまいります。

結びに、計画の策定に当たり、パブリックコメント等を通して、貴重な御意見をお寄せいただいた皆様、そして、熱心に御議論いただいた平塚市教育振興懇話会委員の皆様に厚く御礼を申し上げます。

2025年1月 平塚市教育委員会

教長 吉野 雅裕

目次

第1章 平塚市教育振興基本計画について

1 計画の策定趣旨	2
2 計画の対象範囲	2
3 計画の位置付け	3
4 計画期間	4
5 基本理念	5
6 基本方針	5
7 計画の体系図	6
8 計画の推進体制	7
9 計画の進行管理	9

第2章 平塚市の現状

1 人口動態	11
2 児童・生徒数の推移	12
3 教育施設	15
4 地域社会における市民意識	18

第3章 国の教育政策

1 国の教育政策に関する動向	22
----------------	----

第4章 基本方針と施策の展開

1 基本方針1『確かな学力と豊かな心を育む教育環境の充実』	30
2 基本方針2『子どもの育ちを支援する環境の充実』	34
3 基本方針3『文化芸術やスポーツ活動にふれあう環境の充実』	39

第5章 DX・GX の取組の推進

1 教育における DX(デジタル化)の主な取組	47
2 教育における GX(脱炭素化)の主な取組	50

資料編

1 計画策定体制	2 計画検討経過	3 計画策定に関する組織	4 用語解説
----------	----------	--------------	--------

※本文中の下線個所については、巻末の「4 用語解説」に掲載しています。

第一章

平塚市教育振興基本計画について

I 計画の策定趣旨

教育振興基本計画については、教育基本法で規定されており、地方公共団体は国が定めた教育の振興に関する施策の計画を参考にしながら、その地域の実情に応じ、教育振興基本計画を定めるよう努めることとされています。

本市においては、2010年3月に「平塚市教育振興基本計画～奏プラン～」を、国の「第1期教育振興基本計画」や県の「かながわ教育ビジョン」を参考に策定し、計画期間を10年として『市民の学びを生かした生涯学習社会の実現』に向けて着実な推進を図ってまいりました。

市民の学びをいかした 生涯学習社会の実現

平成22年度～平成31年度
～「平塚市教育振興基本計画」～



平塚市教育委員会

第2期
平塚市教育振興基本計画
～奏プランⅡ～
令和2～6年度
(2020～2024年度)

令和2年1月策定
平塚市教育委員会

2020年の計画の策定に当たっても、国の「第3期教育振興基本計画」や県の「かながわ教育ビジョン」の方向性などを踏まえながら、本市の最上位計画である「平塚市総合計画～ひらつかNeXT(ネクスト)～」との連動や、この間の社会情勢の変化などを考慮しながら、市民の方々や関係機関等の御意見をいただきつつ検討を進めました。また、地方公共団体の長が定めるとされている「教育大綱」とも同じ方向性を目指すため、基本理念や方針を共通化して「第2期平塚市教育振興基本計画～奏プランⅡ～」(以下「奏プランⅡ」といいます。)を策定しました。

こうした中、2024年度で「奏プランⅡ」の計画年度が満了を迎えます。「奏プランⅡ」の計画期間中には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大と国際情勢の不安定化という予測困難な時代の象徴ともいえる事態が生じ、教育の課題が浮き彫りになるとともに、学びの変容がもたらされました。

本計画は、これまでの成果と課題を検証するとともに、平塚市教育大綱で定めた基本理念「未来的の礎を築く教育のまち 平塚」を道しるべとし、「持続可能な社会の創り手の育成」「ウェルビーイングの向上」を目指し、3つの基本方針を柱として、教育施策を着実に推進していきます。

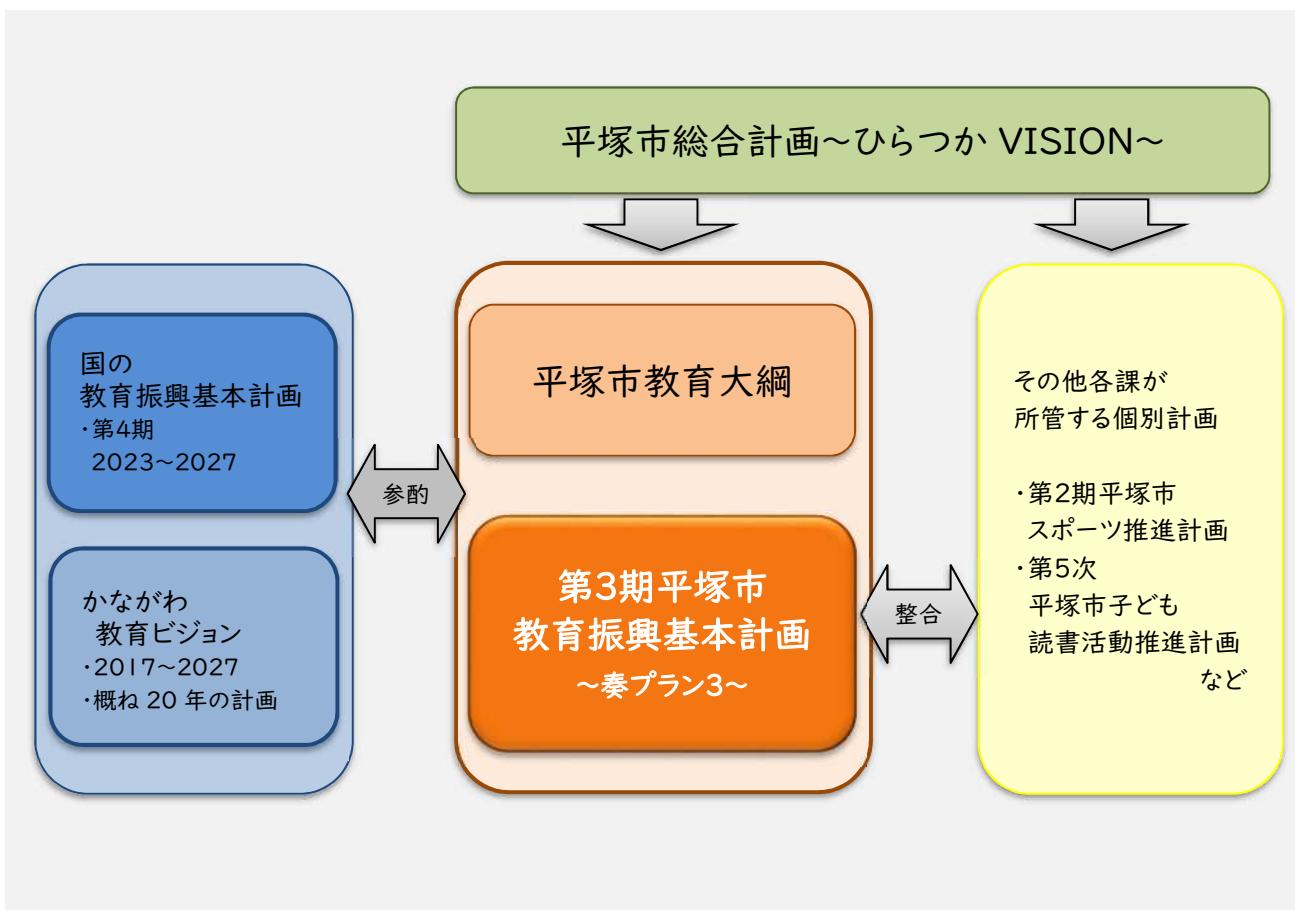
2 計画の対象範囲

本市教育委員会事務局が所掌する事務事業全般を対象とします。

3 計画の位置付け

本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、本市教育の充実を図るために定める基本的な計画として位置付けます。また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項において定められる教育大綱とも連動した計画となります。

本市の最上位計画である「平塚市総合計画～ひらつか VISION～」に基づき、「第2期平塚市スポーツ推進計画」、「第5次平塚市子ども読書活動推進計画」など、関連する個別計画と整合を図りながら、個々の施策を推進します。



4 計画期間

本計画の計画期間は、2025年度～2028年度の4年間とします。ただし、社会情勢や教育を取り巻く環境の変化などにより、見直しが必要となった場合には、適宜計画の見直しを行います。

なお、本計画を構成する各事業については、年度ごとに「実施計画（平塚市教育の方針）」を作成し、見直します。

年度		2018	2019	2020	2021	2022	2023
国	教育振興基本計画	第3期教育振興基本計画(2018-2022)					
県	教育振興基本計画	かながわ教育ビジョン(2007-2027) 2015一部改訂					
市	総合計画	ひらつかNeXT(ネクスト) (2016-2023)					
	教育大綱	平塚市教育大綱(2016-2019)		平塚市教育大綱(2020-2023)			
	教育振興基本計画 ～奏プラン～ (2010-2019)	第2期教育振興基本計画 ～奏プランⅡ～(2020-2024)					

年度		2024	2025	2026	2027	2028	2029
国	教育振興基本計画	第4期教育振興基本計画(2023-2027)					
県	教育振興基本計画	かながわ教育ビジョン(2007-2027) ※2015一部改訂					
市	総合計画	ひらつかVISION(ビジョン) (2024-2031)					
	教育大綱	平塚市教育大綱(2024-2027)					
	教育振興基本計画		第3期教育振興基本計画 ～奏プラン3～(2025-2028)				

5 基本理念

本計画で定める基本理念については、本市の総合的な教育施策の目標や施策の根本となる方針としての「平塚市教育大綱」と連動し、方向性の共有及び意思疎通させることで、より一層の教育施策の推進を目指します。

基本理念

「未来の礎を築く教育のまち 平塚」

6 基本方針

基本理念の実現へ向けて、3つの基本方針を掲げます。

| 確かな学力と豊かな心を育む教育環境の充実

子どもたちの生きる力を育むため、知識・技能、思考力、判断力、表現力等、学びに向かう力、人間性等の「確かな学力」を育成する環境を整備します。また、子どもたち一人一人の健全な心と体を培い、豊かな人間性を育むとともに、人権を尊重した「いのち」と「こころ」を大切にする教育を推進します。

2 子どもの育ちを支援する環境の充実

子どもや保護者の多様なニーズに対応するため、相談体制の充実を図るとともに、子どもの育ちを社会全体で支援する取組を進めます。また、学校における安全対策を強化するとともに、子どもたち一人一人の教育的ニーズを把握し、それぞれに合った適切な支援や援助に努めます。

3 文化芸術やスポーツ活動にふれあう環境の充実

生涯学習に対する市民ニーズに対応するため、多くの学習機会を提供するとともに、様々な学習活動を支援し、誰もが幸せや豊かさを感じられる地域社会の実現をめざします。また、活力ある生き生きとした社会を形成するため、市民が様々な形でスポーツと関われる環境整備を進めます。

7 計画の体系図

本計画は、基本理念である「未来の礎を築く教育のまち 平塚」の実現に向けて、3つの基本方針と10の施策で構成しています。

基本理念

「未来の礎を築く教育のまち 平塚」

基本方針1 確かな学力と 豊かな心を育む 教育環境の充実	施策1	確かな学力の育成
	施策2	豊かで健やかな心身の育成
基本方針2 子どもの育ちを 支援する環境の充実	施策3	多様な教育的ニーズへの対応
	施策4	子どものセーフティーネット対策
	施策5	学校の安全対策と教育環境整備
基本方針3 文化芸術や スポーツ活動に ふれあう環境の充実	施策6	地域における豊かな学び合いの 機会の充実
	施策7	読書に親しみ自ら学ぶ環境づくり
	施策8	自然・歴史などの多様な文化にふれる 機会の提供
	施策9	芸術を通した創造や学びの機会の提供
	施策10	気軽にスポーツを楽しむ環境づくり

8 計画の推進体制

地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進を本計画では目指しています。その実現のためには、生涯にわたって学び続ける学習者としての基盤を学校教育等において培うことが重要です。学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解することや、興味・関心を喚起する学びを習慣化し、生涯にわたって能動的に学び続けるための姿勢を涵養することが重要です。また、地域における社会教育を通じて、地域における様々な活動に積極的・主体的に関わる意識を高め、それを生涯にわたって実践していくことが望ましいです。

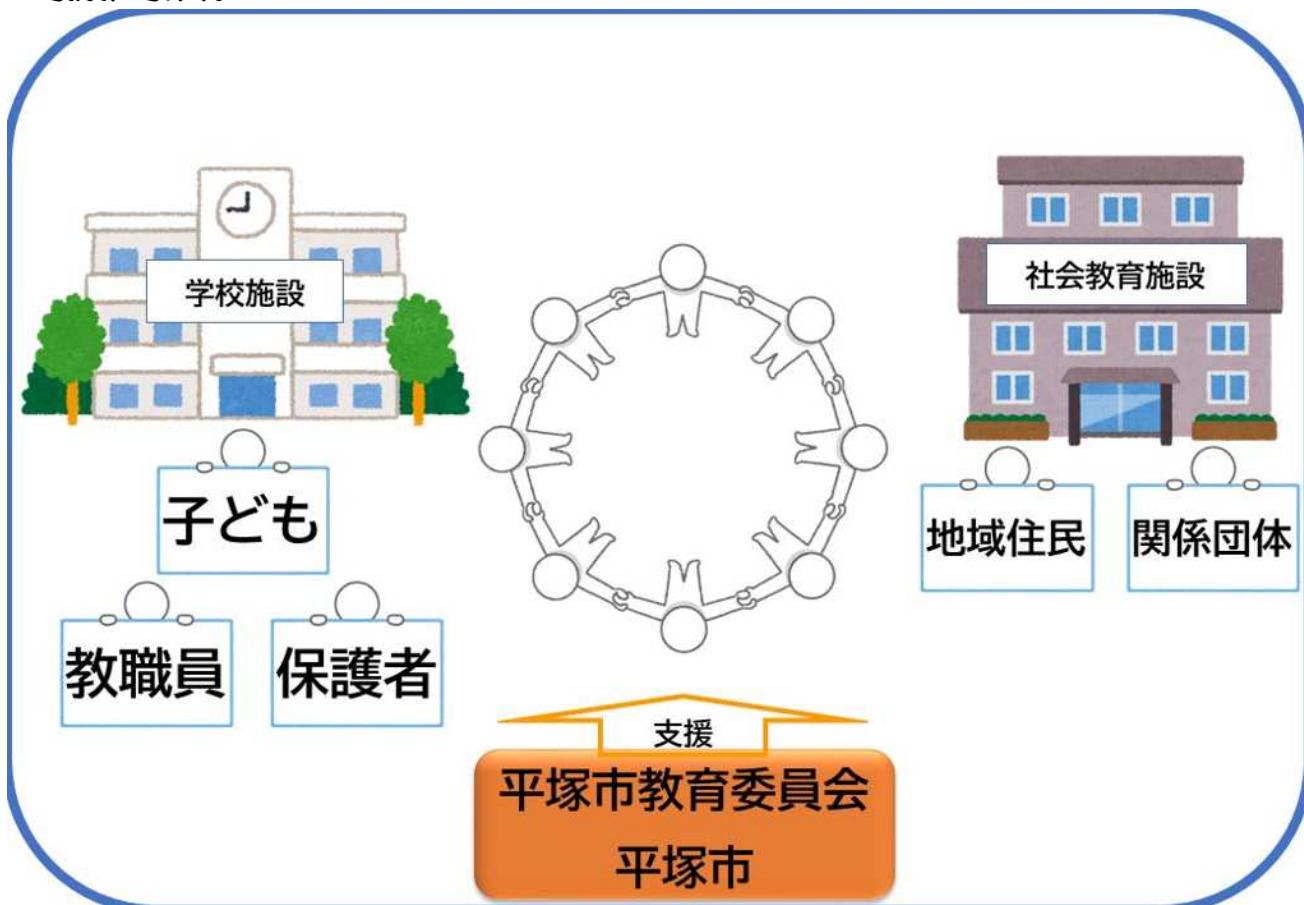
共働き家庭やひとり親家庭の増加、地域のつながりの希薄化など、地域・家庭を取り巻く環境が変化する中、子育てに不安を持つ保護者も多く、地域全体で家庭教育を支えることの重要性も高まっています。

また、学校教育と社会教育が連携することも重要であり、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進により、学校と地域住民が連携・協働することで、子どもたちの学びの場を学校から地域社会に広げ、次世代の社会の担い手としての成長を支えていくことが求められています。

学び手、学校、保護者・地域住民等が「三方よし」となり、それぞれのウェルビーイングが高まるよう三者が一体となって取組を推進することが求められています。

本計画では、本市の最上位計画である「平塚市総合計画～ひらつかVISION～（ビジョン）～」の関連する施策等を念頭に置いた上で、3つの基本方針のもと、10の施策におけるそれぞれの事業を関係機関が相互に連携し、基本理念の実現へ向けた推進体制を整えます。

<連携推進体制イメージ>



<具体的な連携推進体制>

計画の推進に当たっては、個別に推し進める事業はあるものの、多くの事業を学校・家庭・地域・行政・関係団体等と連携して取組を進めることで、効果的で持続的な取組へつなげていきます。同時に学校教育と社会教育も連携した取組を推進します。

社会環境の変化へ柔軟かつ適切に対応するためにも、各関係機関からの情報収集に努めるとともに、教育課題や市民ニーズに対応した事業展開を進めます。

<主な事業例>

◎放課後自主学習教室事業

児童の学習への意欲の向上、家庭学習の充実を目指し、学習支援員が放課後に、児童への学習支援を行います。

◎通学路安全対策事業

学校、PTA、地域団体のほか、庁内関係課や警察、国・県など、「平塚市通学路交通安全プログラム」に基づく通学路の安全にかかわる団体等と連携し、児童・生徒の通学路の安全環境整備に努めます。

◎電子図書館事業

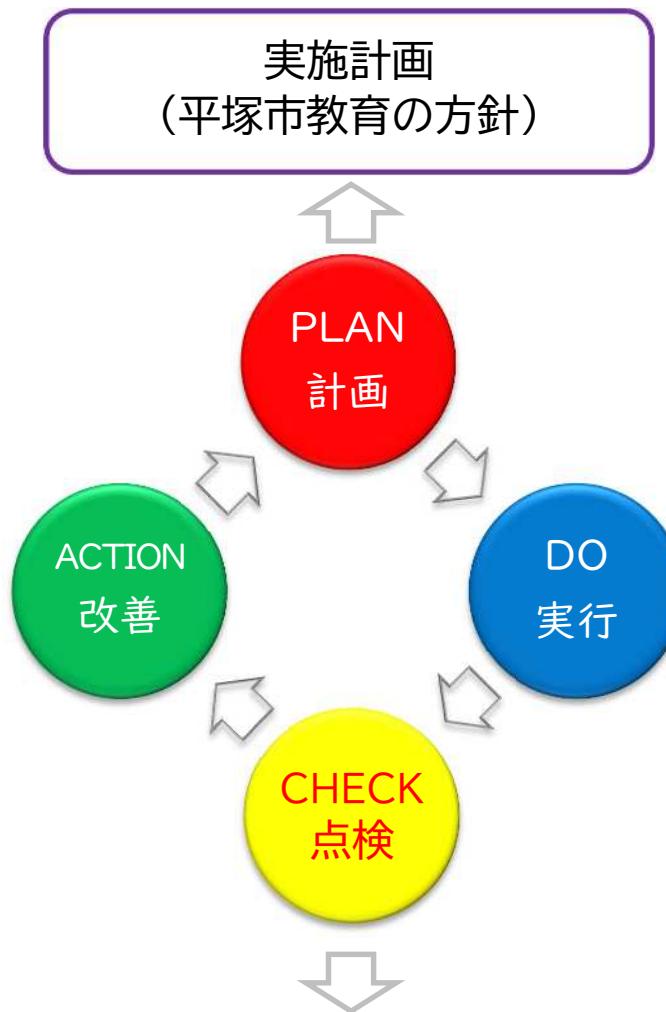
中央図書館の電子図書館と児童・生徒が使用するタブレット端末を連携させ、いつでも電子書籍が利用できます。

9 計画の進行管理

本計画の進行管理は、年度ごとに基本理念や基本方針の達成、継続を目指すため、必要となる事業を計画、実施するとともに、その実施状況の把握や達成状況を確認します。

具体的には、毎年度当初に策定する「実施計画（平塚市教育の方針）」で、その年の基本方針や構成事業等を取りまとめます。また、前年度に実施した事業に対しては、点検・評価をまとめた「平塚市教育委員会の点検・評価報告書」を作成し、公表します。

<PDCAサイクル>



第2章

平塚市の現状

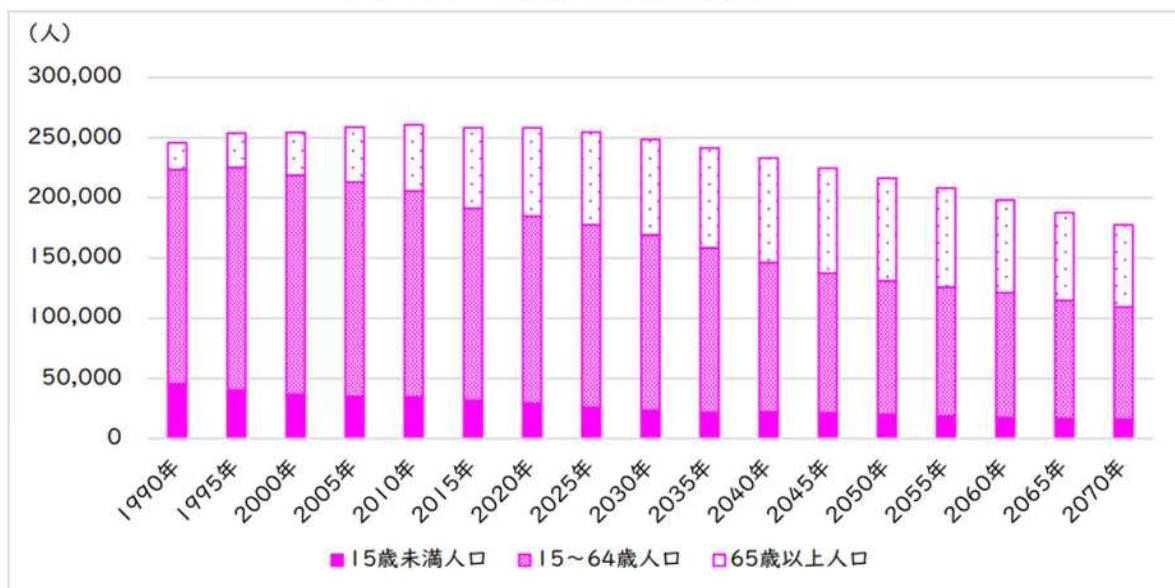
I 人口動態

本市の総人口は、2度のベビーブームや産業の発展等に伴う転入により増加を続けてきましたが、2010年11月の26万863人をピークに減少傾向に転じており、2025年1月1日現在では、25万8,193人となっています。

年齢3区分別の推移をみると、年少人口（15歳未満の人口）は、緩やかに減少を続け、生産年齢人口（15歳から64歳までの人口）は、1995年をピークに減少傾向に転じています。老人人口（65歳以上の人口）は、2002年に年少人口を上回りました。

人口の動態をみると、近年、転入超過による社会増が続いている一方、出生数の減少及び死亡数の増加が続いており、今後、更なる自然減が見込まれます。本市独自推計によると、今後は、加速的に人口減少が進み、2040年の総人口は、約23万3,000人にまで減少し、2070年には、約17万7,000人（2025年比で約31%減）になると見込まれます。

本市の人口の推移と今後の見通し



【備考】総務省「国勢調査」、本市独自推計を基に作成

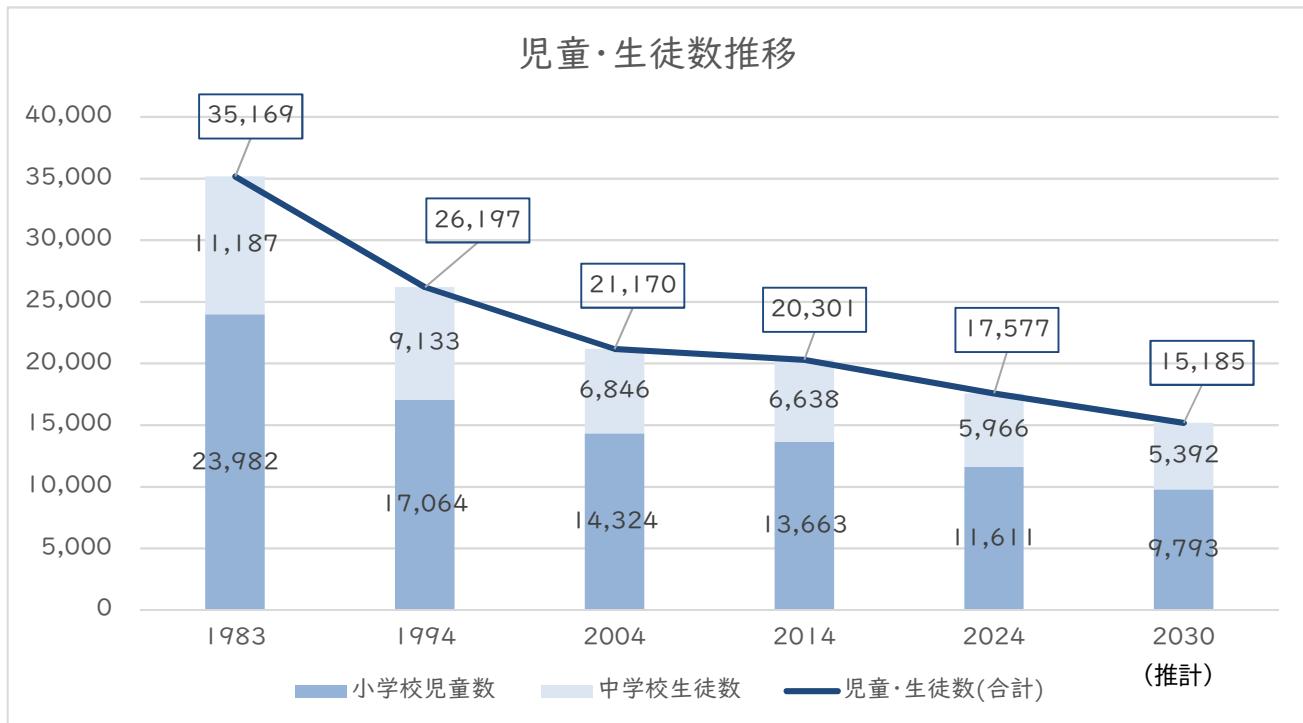
平塚市総合計画～ひらつか VISION～(2024-2031)より抜粋

2 児童・生徒数の推移

(1) 児童・生徒数

本市の市立小・中学校の児童・生徒数の推移は、1983年の35,169人をピークに減少傾向に転じています。2024年5月1日現在では、17,577人となっており、ピーク時のほぼ半数まで減少しています。

2030年の推計値は16,000人を下回る見込みであり、今後も少子化の傾向は続くことが想定されます。

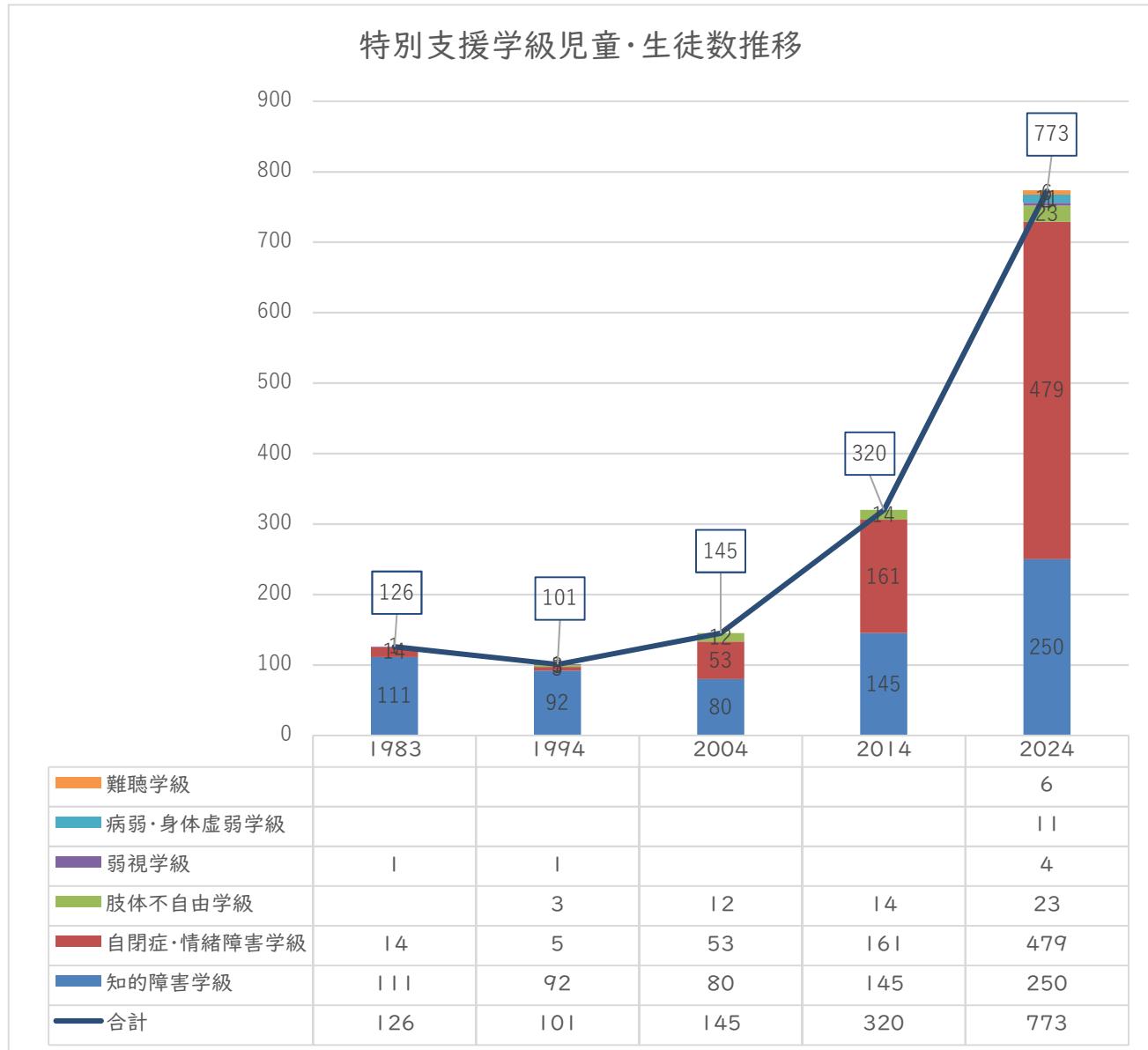


備考： 1983から2014は「行政概要」
2024は「学校基本調査」（文部科学省）
2030は「児童・生徒及び学級数推計表（2024年度）」参照

(2) 「特別支援学級」児童・生徒数

特別支援教育への理解・認識の高まり、制度改正、通級による指導を受ける児童・生徒の増加など、インクルーシブ教育の理念を踏まえた特別支援教育をめぐる状況は変化しています。本市においても、特別支援学級に在籍する児童・生徒数については、この10年間で倍以上の増加となり、障がいの種別も多様化しています。

通常の学級、通級による指導、特別支援学級といった連続性のある多様な学びの場の充実・整備を推進しています。



備考：1983から2014は「行政概要」
2024は「学校基本調査」（文部科学省）
「自閉症・情緒障害学級」は2008までは
「情緒障害学級」

(3)「外国につながりのある」児童・生徒数

2024年5月1日現在、本市の市立小・中学校において、外国籍の児童・生徒は、300人を超えております（小学生254人・中学生101人）。そのうち、国際教室に在籍する児童・生徒や日本語指導協力者派遣事業の対象である「外国につながりのある」児童・生徒は、150人を超えております。

こうした子どもたちが共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に、関連施策の制度設計を行うことが必要です。また、小・中学校期から、異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育の更なる取組が重要です。

本市教育委員会では、10か国語の指導者を派遣しており、日本語指導や、より良い学校生活に向けた支援などを行っています。

	外国籍	国際教室在籍	国際教室設置校数	日本語指導
小学校	254人	190人	14校	116人
中学校	101人	56人	5校	40人

2024年5月1日現在

3 教育施設

(1) 学校教育施設

本市では、次のとおり小学校29校、中学校16校を設置しています。

小学校(29校)	
崇善小学校	金目小学校
港小学校	金目小学校五領ヶ台分校
松原小学校	横内小学校
富士見小学校	八幡小学校
花水小学校	南原小学校
旭小学校	真土小学校
大野小学校	松が丘小学校
中原小学校	相模小学校
豊田小学校	なでしこ小学校
神田小学校	勝原小学校
城島小学校	松延小学校
岡崎小学校	みずほ小学校
金田小学校	山下小学校
土屋小学校	大原小学校
吉沢小学校	
中学校(16校)	
江陽中学校	中原中学校
大洋中学校	大住中学校
春日野中学校	山城中学校
浜岳中学校	神明中学校
大野中学校	金目中学校
神田中学校	金目中学校五領ヶ台分校
土沢中学校	横内中学校
金旭中学校	旭陵中学校

2025年1月現在、その他学校関連施設としては、市立幼稚園や学校給食センター、登校の困難な児童・生徒が通室する教育支援室を備える子ども教育相談センター、教職員などの研修、研究を行う場としての教育会館(改修中のため2026年3月まで一時休館予定)を設置・運営しています。また、本市が設置している幼保連携型認定こども園は、学校と児童福祉施設の両方の性質を有します。

(2) 社会教育施設

本市教育委員会では、市民の生涯学習等に資するため、次のとおり施設を設置しています。

公民館(26館)	
中央公民館	南原公民館
崇善公民館	神田公民館
須賀公民館	横内公民館
松原公民館	大神公民館
富士見公民館	岡崎公民館
花水公民館	豊田公民館
なでしこ公民館	城島公民館
大野公民館	金目公民館
八幡公民館	金田公民館
四之宮公民館	土屋公民館
中原公民館	吉沢公民館
松が丘公民館	旭南公民館
大原公民館	旭北公民館
文化施設(教育委員会 所管施設のみ)	
中央図書館	美術館
北図書館	旧横浜ゴム平塚製造所記念館
西図書館	埋蔵文化財調査事務所
南図書館	大神埋蔵文化財収蔵施設
博物館	
スポーツ施設(教育委員会 所管施設のみ)	
桃浜町庭球場	木村植物園湘南ひらつかパークゴルフ場 (2025年1月現在)
軟式庭球場	
王御住運動広場	土沢野球場
大神スポーツ広場	土沢多目的広場

市民の関心やニーズが多様化する中で、より多くの市民の活動が広がるよう、生涯学習機会の提供や日頃の活動・成果発表を行う場所の確保、スポーツをする場所の提供をしています。また、文化施設やスポーツ施設では、本市が設置しているひらしん平塚文化芸術ホールや平塚市総合公園、馬入ふれあい公園等とも連携しながら、取組を進めています。

※一部の施設は本計画の実施期間(2025年度～2028年度)に休館を予定しています。

休館に関する詳しい情報は、各施設のホームページで御確認ください。

(3) 各教育施設について

施設の大半は、1960年代から1980年代までの間に増加する児童・生徒数に対応するため、木造からの改築や増築、また分離新設校の建設が行われてきました。現在では、築40年以上経過した建物が多数を占めており、施設の維持管理は大きな課題となっています。

本市では、市立小学校・中学校の教育環境の充実を図ることを目的とし、人口動態等、地域の状況を踏まえ、市立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する考え方を整理した基本方針を策定し、必要な取組を推進することを、第8次行財政改革計画へ位置付けました。今後は、児童・生徒数が減少する中でも、最適な教育環境を目指すために、施設の統合や複合化など学校再編について、学校や地域住民との意見交換を行いながら検討を進めます。

一方、一部社会教育施設では、各種資料や美術品、文化財などの収蔵品を管理、保存しています。将来にわたって貴重な収蔵品を残していくためには、温湿度の維持やくん蒸等を適切に行い、保管場所を確保していくことが必要です。

4 地域社会における市民意識

(1) 平塚市文化芸術振興計画より

2022年2月に策定された「平塚市文化振興計画」は、2024年度に中間見直しを行うため、市民の意識を把握する※アンケートを実施しました。

※16歳以上の市内在住者3,000人対象（無作為抽出）回収率は33.7%

調査期間は2024年4月～5月

文化芸術への関心について、「関心がある人（どちらかというと関心があるを含む）」の割合は67%と半数を超えていました。また、本市の公共施設の利用について、地区公民館を利用したことがある方は63%、中央公民館を利用したことがある方は57%でした。

本市では、公民館を中心に各地域において多様な文化芸術活動が行われたり、学習機会が提供されたりしています。特に公民館運営に際しては、地域住民が参画し、全ての地域で活動拠点として活用されています。

文化芸術への高い関心が示されていることから、生涯学習における市民ニーズへの対応と、習得した知識や技能を地域で活かす環境づくりが必要です。

あなたは文化芸術鑑賞や文化芸術体験・活動に関心を持っていますか。			
関心がある	どちらかといふ 関心がある	どちらかといふ 関心がない	関心がない
28%	39%	24%	8%

出展：文化芸術に関する市民アンケート(2024年度)

あなたは本市の公共施設（公共性の高い施設を含む）を利用したことがありますか。 利用したことがある施設を全て選択してください。					
地区公民館	中央公民館	図書館	美術館	博物館	旧横浜ゴム 平塚製造所記念館 (八幡山の洋館)
63%	57%	73%	63%	53%	23%

出展：文化芸術に関する市民アンケート(2024年度) ※社会教育施設のみ抜粋

(2) 第2期平塚市スポーツ推進計画より

2024年6月に策定された「第2期平塚市スポーツ推進計画」策定に当たり、市民の意識を把握するために※アンケートを実施しました。

※18歳以上の市内在住者3,000人対象（無作為抽出）回収率は32.5%

調査期間は2023年3月1日～24日

スポーツ分野においては、「誰もが いつまでも健康で スポーツに楽しめる ひらつか」を目標に掲げ、市民の誰もが生涯にわたってスポーツを楽しみ、いつまでもいきいきとした生活を送ることができるようにまちづくりを目指しています。

本市における成人の週1回以上のスポーツの実施率は69.5%であり、国や県と比較すると高くなっています。一方で未実施率が21.5%であり、スポーツ実施者と未実施者の二極化という傾向が見られます。

今後行いたい運動・スポーツとしては、ウォーキングやストレッチ等の体操が高い割合を示しており、気軽にできるスポーツに関することが伺え、スポーツ未実施者にとって、日常的運動習慣への関心が高い結果と考えられます。しかしながら、スポーツ未実施率が増加傾向にあり、各世代が置かれている状況に合ったスポーツをする機会を提供することが重要になります。

市民が継続的にスポーツに取り組むことで健康保持増進を図ることができるよう、また、楽しみながらスポーツに取り組めるよう工夫しながら、それぞれの興味・関心に応じて積極的にスポーツに取り組む機会を充実することが求められます。

週1回以上のスポーツ実施率・未実施率

	国	県	市
実施率	52.4%	48.8%	69.5%
未実施率	22.3%	27.9%	21.5%

出展：スポーツに関する世論調査、県民の体力・スポーツに関する調査、
平塚市民における体力・スポーツ関係事項調査（2022年度）

今後行いたいスポーツ（主なもの上位5つ）

ウォーキング (散歩含む)	体操 (ストレッチ・ラジ オ体操・縄跳びを 含む)	卓球・バドミントン	室内運動器具 (ダンベル等)を 使用した運動	水泳
33.5%	20.7%	14.5%	13.7%	12.5%

出展：平塚市民における体力・スポーツ関係事項調査（2022年度）

(3) 全国学力・学習状況調査質問紙より

小学校6年生及び中学校3年生を対象とした2023年度実施の全国学力・学習状況調査에서는、地域社会に関する項目について次のような結果となりました。

「今住んでいる地域の行事に参加していますか」という問い合わせに対して、
【当てはまる・どちらかといえば当てはまる】と回答した割合

平塚市	全国
小学校:54.3% 中学校:35.1%	小学校:57.8% 中学校:38.0%

「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思いますか」という問い合わせに対して、
【当てはまる・どちらかといえば当てはまる】と回答した割合

平塚市	全国
小学校:69.4% 中学校:55.0%	小学校:76.8% 中学校:63.9%

全国学力・学習状況調査 質問紙調査結果からは、子どもの地域社会への関わりに対する意識が、全国平均よりもやや低い状況がうかがえます。

近年、家族形態の変化、価値観や生活様式の多様化等から、地域社会における支え合いやつながりが希薄化することによって、地域社会の停滞や教育力の低下などが指摘されています。こうした状況の中、「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という学習指導要領の目標を学校と地域とが共有し、互いに連携・協働しながら、学校づくりと地域づくりを進め、一体となって子ども達の成長を支えていくことが求められています。



第3章

国の教育政策

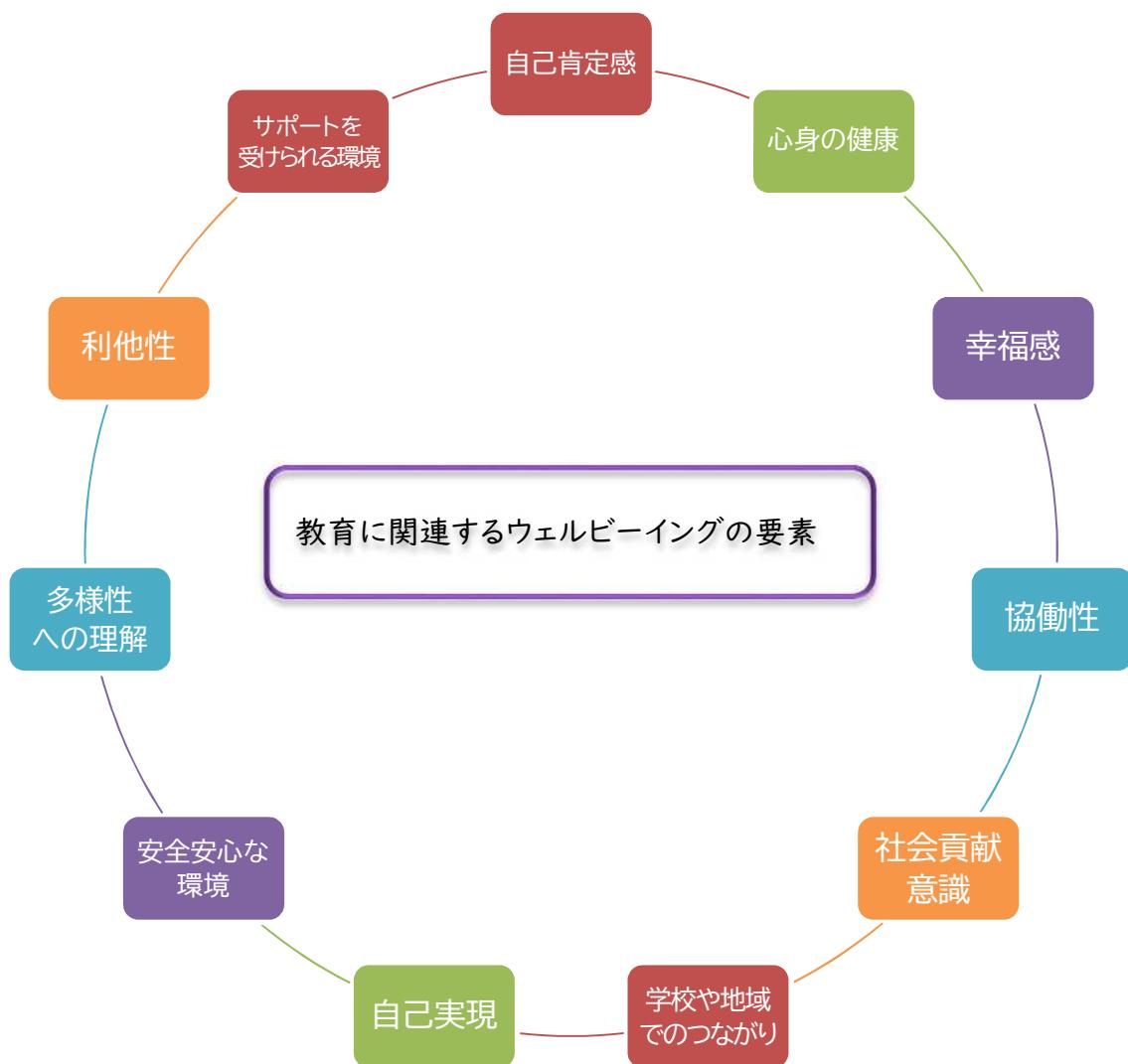
I 国の教育政策に関する動向

我が国の教育制度は、1872年に「学制」が公布されて以来、150年にわたり、幾多の改革を経て現在に至っています。本計画の策定に当たり、コロナ禍で経験した、新たな時代の要請を取り入れながら「不易流行」の視点に立って検討を進めました。

(1) 国の「第4期教育振興基本計画」

2023年6月16日に閣議決定された、国の教育振興基本計画は、向こう5年間（2023年～2027年）の国の教育政策全体の方向性や目標、施策などが定められています。なお、地方公共団体において教育振興計画や教育大綱を策定する際には、国の教育振興基本計画を参照することとされています。

このことに基づき、本市教育振興基本計画においても、「教育の不易と流行」「将来の予測」が困難な時代の教育の羅針盤」として、社会の現状と変化を踏まえつつ策定するものです。



教育活動全体を通じたウェルビーイングの向上を目指し、各要素を含む事業の展開に努めます。

教師のウェルビーイング、 学校・地域・社会のウェルビーイング

日本社会に根差した
ウェルビーイングの向上

子供たちのウェルビーイングを高めるためには教師をはじめとする学校全体のウェルビーイングが重要。また、子供たち一人一人のウェルビーイングが、家庭や地域、社会に広がっていき、その広がりが多様な個人を支え、将来にわたって世代を超えて循環していくという姿の実現が求められます。



※文部科学省リーフレットより抜粋

ウェルビーイングとは、身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念を言います。

また、多様な個人がそれぞれ幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあることを含む包括的な概念を言います。

(2) 持続可能な社会の創り手の育成に貢献する ESD(持続可能な開発のための教育)の推進

持続可能な開発のための目標(SDGs)の実現に貢献する ESD は、現代社会における地球規模課題の諸課題を自らに関わる問題として主体的に捉え、その解決に向けて自分で考え、行動する力を身に付けるとともに、新たな価値観や行動等の変容をもたらすための教育です。地球規模の持続可能性に関わる問題は、地域社会の問題にもつながっています。身近なところから行動を開始し、学びを実生活や社会の変容へつなげることが ESD の本質です。



持続可能な作り手を育成する ESD は、持続可能な開発目標を達成するために不可欠である質の高い教育の実現に貢献するものとされています。

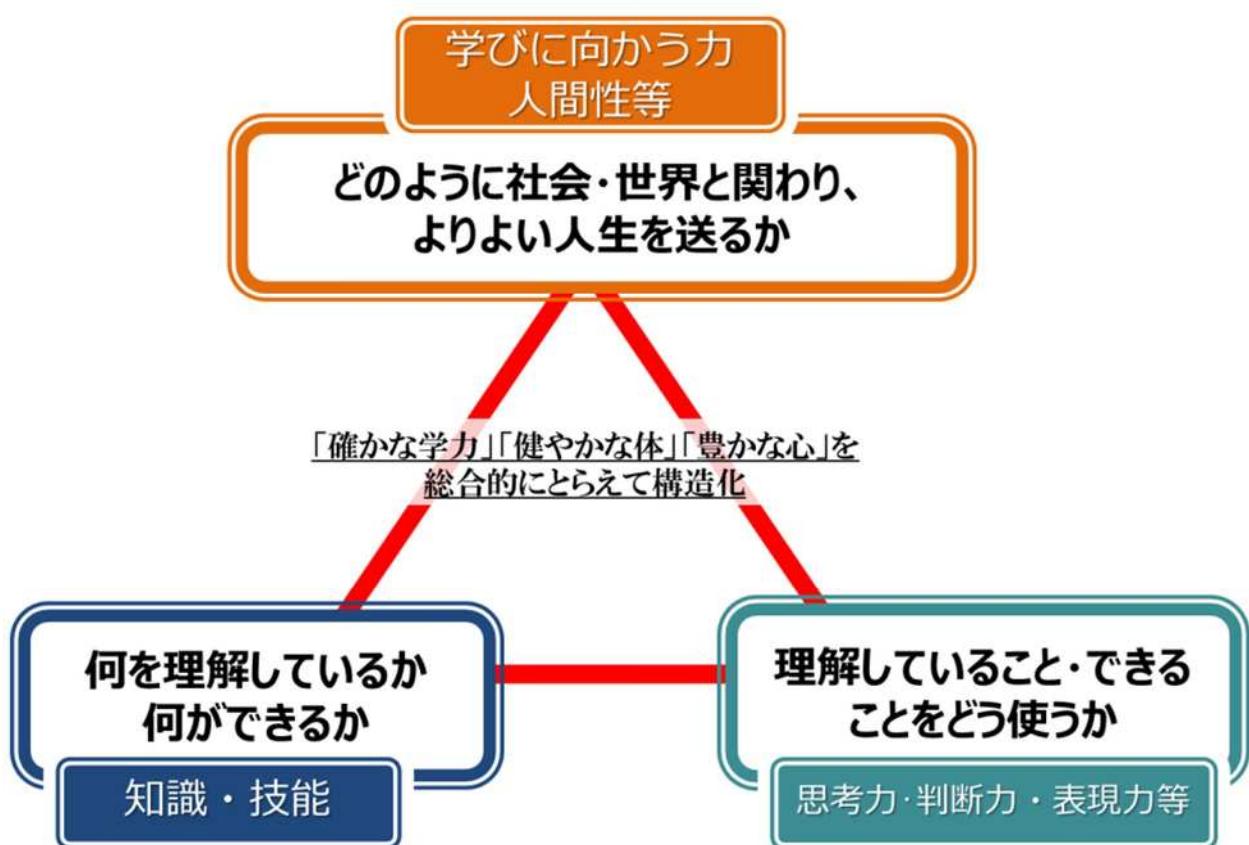
※文部科学省 国際統括官付 日本ユネスコ国内委員会「持続可能な開発のための教育(ESD)推進の手引」より



(3) 学習指導要領における ESD の位置付け

2019年に採択された「持続可能な開発のための教育:SDGs実現に向けて(ESD for 2030)」では、「主体的・対話的で深い学び」の視点から、問題解決的な学習を適切に位置付けるなど、学習者を中心とした主体的な学びを充実させ、知識・理解にとどまらず、様々な問題を「自分の問題」として行動する「実践する力の育成」を目指しています。

2017年改訂学習指導要領では、全体の内容に係る前文及び総則において、「持続可能な社会の創り手」の育成が掲げられています。全ての教科等の目標や内容を実際の社会や社会の中で生きて働く「知識及び技能」、未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力等」、学んだことを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で再整理したことから、ESD も学習指導要領における資質・能力の三つの柱に対応した観点で実践していくことが求められます。



※文部科学省 国際統括官付 日本ユネスコ国内委員会
「持続可能な開発のための教育(ESD)推進の手引」より

(4)「令和の日本型学校教育」の構築を目指して

～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～

2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」の姿として、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげることが求められています。

個別最適な学び(教師視点では「個に応じた指導」)

指導の個別化

- 教師が、児童・生徒一人一人の特性や学習進度、学習到達度等に応じ、重点的な指導、指導方法等の工夫をすることにより、児童・生徒に基礎的・基本的な知識・技能を習得させ、思考力・判断力・表現力等や、自ら学習を調整しながら、粘り強く学習に取り組む態度等を育成する。

学習の個性化

- 教師が、児童・生徒の興味・関心・キャリア形成の方向性等、一人一人に応じた学習活動・学習課題に取り組む機会を提供することで、児童・生徒自身が学習が最適となるよう調整できるようになる。

協働的な学び

- 児童・生徒が持っている一人一人のよい点・可能性を、多様な他者(クラスメイト、異学年・他校の子ども、地域の人、専門家等)と協働することで、異なる考え方が組み合わさり、よりよい学びを生み出すことが期待される。

～一体的に充実～

主体的・対話的で深い学び

主体的な学び

- 学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる。

対話的な学び

- 子ども同士の協議、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める。

深い学び

- 習得・活用・探求という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう。

～授業改善～

資質・能力の育成

※2021年1月26日中央教育審議会答申に基づき整理

(5)「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について～全ての子どもたちへのよりよい教育の実現を目指した、学びの専門職としての「働きやすさ」と「働きがい」の両立に向けて～（2024年8月中央教育審議会 答申）

社会の在り方が劇的に変わる「Society5.0 の時代」、先行き不透明・予測困難な「VUCA」の時代の到来と言われ、学校を取り巻く環境も大きく変わってきています。特別な支援を必要とする児童・生徒や不登校の増加など、子どもの抱える困難の多様性・複雑化が見られます。

また、教師を取り巻く環境についても、全国的な教師不足は憂慮すべき状況です。教師の魅力向上させ、子どもたちの教育のために優れた教師を確保することが必要です。

そのために、「学校における働き方改革の更なる加速化」「学校の指導・運営体制の充実」「教師の待遇改善」を一体的・総合的に推進するとともに、教育に関わる全ての関係者が自分事として、社会全体で学校や教師を支え、教育という営みそのものに対する敬意が自ずと生まれる社会を目指すことが必要です。

(6) 地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進

社会教育は、地域住民が共に学ぶものであり、地域コミュニティ形成の営みという性格を強く有しています。地域において人々の関係を共感的・協調的なものとするためには、社会教育による「学び」を通じて人々の「つながり」や「かかわり」を作り出し、協力し合える関係としての土壤を耕しておくことが求められます。こうして形成された地域の人々の関係は持続的な地域コミュニティの基盤となり、ひいては社会全体の基盤となる「人づくり・つながりづくり・地域づくり」の循環が生み出されることにより、地域コミュニティにおける個人と地域全体のウェルビーイングの向上がもたらされることが期待されます。地域で人と人とのつながりを作り、協調的な幸福感を紡ごうと取り組んでいる人たちが自信と誇りを持つことができるようしていく必要があります。

(7) 生涯学習社会の推進

生涯学習は、一人一人が豊かな人生を送ることができるよう、個人の自発的意志に基づいて行うことを基本として、生涯を通じて行うものです。教養を高め、多様な人々と出会い、自己実現を図るための学習は、人生100年時代において、同一年齢での単線的な学びや進路選択を前提とした人生のモデルから、一人一人の学ぶ時期や進路が複線化する人生のマルチステージモデルへと転換することが予測されています。

こうした社会の構造的な変化に対応するため、学校教育における学びの多様化とともに、社会人の学び直し(リカレント教育)をはじめとする生涯学習の必要性が高まっています。職業に直結した学びのほかにも、ライフステージの変化(例えば結婚、出産、育児、介護、病気、退職など)に応じて生じる様々な悩みの中で、「人生を豊かにするための学び」や「他者との学びあい」を身近なものとすることが重要です。また、高齢者を年齢によって画一的に捉えることなく、第二の人生を生きる個人の意欲や能力を生かすエイジフリーな社会に対応した学習機会の確保も重要であり、個人が生涯にわたって学習する機会を得られるよう条件を整備する必要があります。

生涯を通じたウェルビーイングの実現へ向け、子どもや若者、社会人、高齢者など、年齢を問わず学び続け、生涯学習を通じて自らの向上、地域や社会への貢献の意欲を持ち、当事者として地域社会の担い手となる人を尊重する社会が目指されるべきであり、そのために社会教育が果たす役割は大きいです。

(8) 社会教育施設の機能強化

地域コミュニティの基盤強化に向けて、地域住民の学びの場である社会教育施設の機能強化等を通じ、社会教育を推進することが必要です。

社会教育施設(公民館・図書館・博物館・美術館等)は、社会教育の拠点として、自らが果たす役割を明確化することが求められます。それに当たっては、地域住民の意向を運営に取り入れることなどにより、機能強化を図ることが重要です。その際、様々な立場に置かれている人々の社会的包摂の観点からの対応が求められます。

また、社会教育施設には、オンラインによる講座等の受講機会の拡充やデジタル教育の充実とともに、住民同士が対面によりつながりを持てる機会の充実も求められます。

第4章

基本方針と施策の展開

基本方針Ⅰ

確かな学力と豊かな心を育む教育環境の充実

目指す姿

- 自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、判断して行動し、それぞれに思い描く幸せの実現に向けて希望を持っています。
- 学校で学んだことが、明日、そして将来につながっており、社会に出たとき、明るい未来の創り手となっています。

現状と課題

- 確かな学力の育成を目指し、主体的・対話的で深い学びを実現する必要があります。
- 豊かな心の育成を目指し、自己肯定感や思いやりの心を育む必要があります。
- 1人1台のタブレット端末や高速大容量の通信ネットワーク環境が整備されていることから、これまで実践してきた教育活動と ICT を活用した教育活動のベストミックスを図る必要があります。
- 地域とともにある学校づくりが求められていることから、学校運営に地域の人的・物的資源を活用しながら、地域とともに学校運営を展開していく必要があります。
- 健やかな体の育成を目指し、基本的生活習慣や運動習慣を確立する必要があります。

取組方針

- 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善につながる、個別最適な学びと協働的な学びを充実します。
- 道徳教育・人権教育を推進するとともに体験活動を充実します。
- タブレット端末を活用した授業の推進に向けた、教員のICT活用指導力を高めるための研修会を実施します。
- 学校運営協議会の取組の充実を図り、地域とともにある学校づくりを推進する中で、教育活動の充実や課題の解決につなげます。
- 持続可能で効率的な給食運営を実現します。また、ICT を活用した給食情報の配信に努めます。

成果指標

指標名	2023実績値	2025目標値	2028目標値
授業(国語、算数・数学)の内容がよく分かると回答した児童・生徒の割合	小学校 80.1% 中学校 75.2%	小学校 81.5% 中学校 77.5%	小学校 83.0% 中学校 80.5%
自分には良いところがあると回答した児童・生徒の割合	小学校 80.8% 中学校 75.8%	小学校 80.9% 中学校 77.5%	小学校 82.5% 中学校 79.0%

※指標は「全国学力・学習状況調査」における質問紙より回答した割合

このような取組方針を踏まえ、『確かな学力と豊かな心を育む教育環境の充実』のための施策を次のとおり掲げます。

施策1 確かな学力の育成

施策2 豊かで健やかな心身の育成

施策Ⅰ 確かな学力の育成

- 学習指導要領等に基づき、「生きる力」を育む教育課程を編成するとともに、「何ができるようになるか」「そのために何を、どのように学ぶか」「何が身に付き、何が課題か」などについて、学校、家庭、地域が目指す方向性を共有し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開します。
- 学校段階等間の接続を図り、発達の段階に応じた一貫性のある教育を推進するため、学びの連続性を意識して相互の連携と協力を重視した教育活動に努めます。
- 各教科、特別の教科 道徳、外国語活動（小学校）、総合的な学習の時間、特別活動等の特質を踏まえ、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進め、創意工夫のある分かりやすい授業づくりに努めます。
- 社会に出てからも学校で学んだことを生かせるよう、「知識及び技能」の習得、「思考力・判断力・表現力等」の育成、「学びに向かう力・人間性等」の涵養という資質・能力の三つの柱の育成がバランスよく実現できるよう努めます。
- 教材・教具や学習ツールの一つとしてICTを積極的に活用するとともに、ICTを活用する際の注意点や情報モラル・情報リテラシーを含めて指導方法や指導体制を工夫改善しながら個に応じた指導の充実に努めます。
- これまでの実践とともに ICT を活用することで、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に努めます。

<事業紹介>

授業づくり推進事業

教育の今日的な課題を踏まえた教科指導の在り方や、実践上の諸課題などについて研究協議し、授業改善や指導力の向上に努めています。指導主事が関わりながら授業を計画し、子どもたちが「授業が楽しい」「授業が分かる」ことを目指した授業づくりを推進することで、各校の授業改善につなげています。



<その他の事業>

- サン・サンスタッフ派遣事業（学習支援補助員）
- 幼・保・小・中連携の推進事業

- 英語教育推進事業
- GIGAスクール構想推進事業 など

施策2 豊かで健やかな心身の育成

- 特別の教科 道徳を要とし、学校の教育活動全体を通じて道徳教育を充実させ、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養います。
- 全ての教育活動において、人間尊重の意識を高め、一人一人を大切にする人権教育の推進に努めます。
- 自他の命を尊び、人権感覚・国際感覚を備えた、互いに認め合い支え合う人間関係をつくることのできる児童・生徒の育成に努めます。
- 家庭や地域社会と連携しつつ、各教科等の特質に応じた体験活動を充実させ、児童・生徒の知的向上心や自己肯定感を高めるよう努めます。
- 生涯にわたって健やかな心身と豊かな人間性を育んでいくための基礎が培われるよう、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けた児童・生徒の育成に努めます。

<事業紹介>

学校給食センター運営事業

成長期にある子どもたちに栄養バランスのとれた安心・安全な給食を提供することにより、心身ともに健やかな成長を支えます。



<その他の事業>

- 食に関する指導事業
- 人権教育担当者会
- 生きる力を育む学校づくり推進事業
- 中学校部活動の在り方に関する事業 など

基本方針2

子どもの育ちを支援する環境の充実

目指す姿

- 一人一人の興味や関心、課題に応じた指導や支援の中で、子どもたちが自らの可能性を感じ、未来へ向かって歩んでいます。
- 全ての学校で、事故を未然に防ぐ取組が実施されており、安全な施設の中で子どもたちが学校生活を過ごしています。

現状と課題

- 子どもの抱える困難さや教育的ニーズが多様化・複雑化していることから、一人一人の子どもに寄り添い、教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて教育機会を確保することが必要です。
- 学校を取り巻く社会情勢や環境の変化により、子どもたちを取り巻く環境も変化していることから、子どもたちの健やかな成長を支える必要があります。
- 要配慮の教育を望む幼児への支援や経済的な理由により就学が困難な家庭への援助、及び進学を希望する生徒への修学機会の提供が必要です。
- 学校生活での様々な事故等を未然に防止するため、学校施設の適切な管理と教職員の安全管理意識の向上が必要です。

取組方針

- インクルーシブ教育を推進するとともに、悩みや課題を抱える子どもに寄り添う相談・支援体制を更に強化します。
- 要配慮の教育を望む幼児への支援や経済的な理由により就学が困難な家庭への援助を行います。
- 経済的な理由により、修学が困難な家庭や進学を希望する生徒への支援を行います。
- 学校施設や各種設備の計画的な整備を進めるとともに、再生可能エネルギーの利用と省エネの取組を推進します。
- 通学路の環境整備をはじめ、学校安全対策を推進します。

成果指標

指標名	2023実績値	2025目標値	2028目標値
困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談ができると回答した児童・生徒の割合 ※1	小学校 62.8% 中学校 59.3%	小学校 64.5% 中学校 62.0%	小学校 67.5% 中学校 65.0%
小・中学校のトイレの洋式化率	60.3%	73.6%	87.2%

※1:指標は「全国学力・学習状況調査」における質問紙より回答した割合

このような取組方針を踏まえ、『子どもの育ちを支援する環境の充実』のための施策を次のとおり掲げます。

施策3 多様な教育的ニーズへの対応

施策4 子どものセーフティーネット対策

施策5 学校の安全対策と教育環境整備

施策3 多様な教育的ニーズへの対応

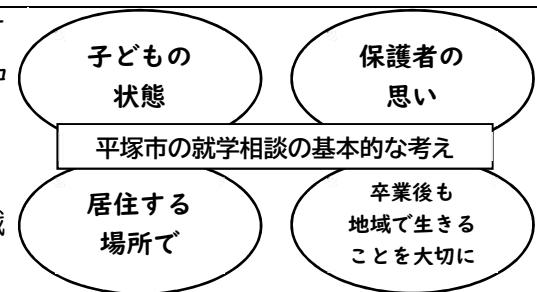
- 一人一人の自己肯定感を高めるため、個性をそれぞれの持ち味として肯定的に捉え、積極的に関わることで、児童・生徒同士がお互いを認め合う「心の居場所」を実感できる教育活動に努めます。
- 授業等のユニバーサルデザイン化や一人一人が大切にされている居心地の良い集団づくりに努め、インクルーシブ教育の推進を図ります。
- 一人一人が大切にされ、共に学びながら、共に育つことのできるインクルーシブな学校づくりを目指します。
- 小学校入学時の就学相談や福祉と連携した就学移行支援の充実を図るとともに、家庭教育の自主性を尊重しながら家庭や小学校と連携を図り、子どもの育ちを支えます。
- 一人一人が持つ長所や強みに着目し、可能性を引き出して発揮させていくという視点から、多様性を認め合い尊重するとともに、各施策間のつながりを念頭に置いた対応が図られるよう取組を推進します。
- 多様なニーズの子どもたちに個別最適な学びの機会を確保するとともに、多様性を認め合い、互いに高め合う協働的な学びの機会の確保を通して、一人一人の能力・可能性を最大限に伸ばす教育を実現します。

<事業紹介>

就学相談・指導事業

特別な教育的ニーズのある子どもの可能性を引き出すために必要な支援や教育の場について、就学時や在学中に保護者、学校との相談を行っています。

平塚市教育支援委員会で適正な就学の在り方について審議し、医師、小・中学校の代表者、関係行政機関の職員等から助言を受けています。



<その他の事業>

- 日本語指導協力者派遣事業
- 介助員派遣事業

- 研修・研究推進事業
- 学校安全法務強化事業 など

施策4 子どものセーフティーネット対策

- いじめや暴力行為、不登校など、児童・生徒指導上の諸課題に対し、未然防止、早期発見、早期対応、継続的な支援がなされるよう、教職員同士がチームとして支え合う校内支援体制づくりに努め、地域や関係機関との連携を図ります。
- 多様な教育的ニーズに応じた適切な教育と必要な支援を行うため、学校間及び関係機関との連携を図り、切れ目のない支援と学びの保障に努めます。
- 全ての子どもたちが家庭の経済状況にかかわらず質の高い教育を受けられるよう、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない教育費負担の軽減を図るとともに、学びの支援を行います。
- 多様な学びの場の確保、1人1台端末等を活用した早期発見・早期支援の実施、みんなが活躍できる機会や出番がある授業実践等を通じて、学校を「みんなが安心して学べる」場所にすることで不登校対策を推進します。
- 全ての子どもが可能な限り共に過ごすための条件整備と、特別な教育的ニーズのある子どもの自立と社会参加に向けた学びの場の整備を両輪として、インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組を一層進めます。
- 医療的ケアが必要な児童・生徒等について、保護者の付添いがなくても安全・安心に学校で学ぶことができるよう、医療的ケア学校看護師の配置の促進を含め、取組を推進します。

<事業紹介>

高等学校等修学支援事業

高等学校等における経済的な修学の支援が必要で、勉学に意欲的である生徒に給付型の修学支援金を支給しています。経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与します。	次の条件を全て満たす方 ①市内在住 ②高等学校等に進学 ③経済的支援が必要 ④返還義務のない奨学金を受けていない ⑤生活保護法の生業扶助の支給を受けていない
---	---

<その他の事業>

- スクールカウンセラー派遣事業
- 児童生徒就学援助事業

- スクールソーシャルワーカー派遣事業
- 教育支援室事業 など

施策5 学校の安全対策と教育環境整備

- 生涯にわたって安全な生活を送るための基礎が培われるよう、安全確保を実践的に理解し、自己や社会の安全のために主体的に行動できる児童・生徒の育成に努めます。
- 安全・安心を確保しつつ新しい時代の学びを実現するため、教育環境向上と老朽化対策の一体的な整備について長寿命化改修等を通じて計画的・効率的に推進します。
- 児童・生徒が生き生きと活動し、安心して学べるようにするために、学校安全に関する組織的取組の推進、学校における安全教育、安全管理の取組を進めます。
- 障がいのある児童・生徒等が支障なく安心して学校生活を送ることができるよう、学校施設のバリアフリー化に向けた取組を推進します。

<事業紹介>

小・中学校トイレ洋式化事業

家庭や社会の大部分において、洋式化トイレが普及していますが、築年数が古く、未回収の校舎では和式トイレが多く設置されています。
子どもが安心した学校生活を過ごせるよう小・中学校のトイレを和式から順次、洋式化しており、教育環境の改善を図っています。



<その他の事業>

- 学校安全対策推進事業
- 幼児・児童・生徒健康管理事業

- 通学路安全対策事業
- 小・中学校特別教室空調機設置事業 など

基本方針3

文化芸術やスポーツ活動にふれあう環境の充実

目指す姿

- 生涯学習の環境や伝統芸能・芸術作品にふれる機会が充実している中、講座や地域での体験活動において幅広い世代の人たちが学び・交流し合い、知識や技能を次の世代につないでいます。
- 様々なスポーツ施設や体を気軽に動かす機会が存在し、だれもが、いつでも、どこでもスポーツに親しんでおり、心身ともに健康で豊かな生活を送ることができます。

現状と課題

- 地域課題や現代的課題など、多様な学習機会を提供し、市民一人一人の郷土意識と愛着を醸成する必要があります。
- 公民館の運営に地域住民が参画し、全ての地域で活動拠点としての活用を目指します。
- 生涯学習における市民ニーズへの対応と、習得した知識や技能を地域で活かす環境づくりが必要です。
- 多様な文化芸術活動が市内各所で活発に行われるとともに、ふれる機会の確保が必要です。
- パラスポーツやニュースポーツへの関心が高まっており、生涯にわたり多様なスポーツ・レクリエーションに親しめる場、機会が必要です。
- 子どもや高齢者の体力低下、青・壮年期の運動不足が懸念されていることから、様々な体力づくりの場、機会が必要です。

取組方針

- 平塚らしい文化の創造や、地域内の多世代交流を深めます。
- 子どもから大人まで、多様なニーズに応える読書環境を整備します。
- 文化活動や郷土芸能、自然、歴史への理解を深め、後継者を育成します。
- 多様な市民が文化芸術にふれて、体験する機会を充実します。
- 持続可能な開発のための教育(ESD)の取組を意識した事業を推進します。
- 体力、年齢、目的、身体状況に関わらずスポーツが楽しめる機会を充実します。

成果指標

指標名	2023実績値	2025目標値	2028目標値
各種講座・講習会への参加者数 ※1	31,337人	39,400人	42,100人
パラスポーツ・ニュースポーツ大会等 参加者数	4,509人	4,750人	5,125人

※1:社会教育課、中央公民館、中央図書館、博物館、美術館が実施する事業のこと

このような取組方針を踏まえ、『文化芸術やスポーツ活動にふれあう環境の充実』のための施策を次のとおり掲げます。

施策6 地域における豊かな学び合いの機会の充実

施策7 読書に親しみ自ら学ぶ環境づくり

施策8 自然・歴史などの多様な文化にふれる機会の提供

施策9 芸術を通した創造や学びの機会の提供

施策10 気軽にスポーツを楽しむ環境づくり

施策6 地域における豊かな学び合いの機会の充実

- 様々な体験活動を通して、豊かな心を育む機会を創出します。
- 学校・家庭・地域・行政・関係団体などが連携・協働し、地域全体で支え合う環境を整えます。
- 市民が主体的に地域課題を解決するための必要な学習機会を提供します。
- 学んだ知識や成果を生かすことのできる場を提供します。

<事業紹介>

多様な学習推進事業

生涯学習を推進するため、公民館において「家庭教育学級」「シニア学級」「児童・生徒地域参加事業」「地区公民館自主事業・ブロック事業」を実施します。子どもからシニア世代まで、地域課題や現代的課題などに取り組む多くの学習機会を提供するとともに、幅広い世代の学ぶ意識を醸成することで、豊かな心を育む機会を創出します。



児童・生徒地域参加事業
「日本の食について学ぼう！」

<その他の事業>

- 地域教育力ネットワーク事業
- 地区公民館まつり開催事業
- 放課後等子どもの居場所づくり推進事業
- 地域の人材発掘・活用事業 など

施策7 読書に親しみ自ら学ぶ環境づくり

- 子どもから大人まで、幅広く読書に親しむ環境をつくります。
- 誰もが知的欲求を満たすことができる、学びの場を提供します。
- 市民が抱える課題の解決につながるように図書館機能の充実を図ります。
- 地域と学校、図書館が連携・協働し、子どもの読書活動を推進します。

<事業紹介>

ブックスタート事業

絵本を通して豊かな子どもの心を育て、親子の絆を養うために、ブックスタートボランティアと協力しながら、地域の全ての赤ちゃんと保護者に「赤ちゃんと絵本を楽しむ時間の大切さ」を伝え、絵本を直接手渡します。



<その他の事業>

- 市民の図書館体験事業
- 館外サービス事業
- 子ども読書活動推進事業
- 電子図書館事業 など

施策8 自然・歴史などの多様な文化にふれる機会の提供

- 平塚の文化・歴史遺産・伝統芸能など受け継がるべき貴重な財産として、資料・文化財の保存・継承を行うとともに、それにふれる機会を提供します。
- 様々な領域・分野について学術的な調査研究を行い、その成果を広く発信することで、学習活動などに活用します。
- 自然・歴史など、多様な文化に関する普及・体験事業等を通して学びの意欲を高めます。
- 学校における学習内容に即した教育事業を実施して、学校教育を支援します。

<事業紹介>

博物館特別展事業

特別展事業は博物館活動を市民に紹介する重要な基幹事業です。普段の調査研究をもとに地域の自然や文化についてのテーマを設定し、興味や関心を深める特別展示を企画、開催し、市民の知的財産の蓄積と郷土への愛着の醸成を図ります。



<その他の事業>

- 地域を学ぶ普及・体験事業
- 無形文化財保護事業
- プラネタリウム一般／学習投影事業
- エコ・ミュージアム推進事業 など

施策9 芸術を通した創造や学びの機会の提供

- 芸術作品にふれ、体感し、情操を深める場を提供します。
- 芸術の振興を図り、心豊かな市民生活の実現に寄与します。
- 美術館を美術教育の拠点として、多世代の市民へ学びの機会を提供します。
- 学校における学習内容に即した教育事業を実施して、学校教育を支援します。

<事業紹介>

美術教育の普及・体験事業

美術に親しむ人々の拡大と美術に関する学習活動や体験を目的に、多くの方々が取り組めるワークショップ等を開催します。

幅広い世代の人が気軽に取り組めるような学習プログラムや、対話による美術鑑賞など学校教育と連携する事業を通じて美術への関心を高める取組を充実します。



親子対象ワークショップ「キッズアート」

<その他の事業>

- 魅力ある美術展覧会事業
- アートギャラリー等施設利用促進事業
- 美術品の調査・収集事業
- 美術館個別施設計画事業 など

施策10 気軽にスポーツを楽しむ環境づくり

- パラスポーツやニュースポーツなど、誰もが参加しやすくなるよう、新しい取組を推進し、スポーツを楽しみながら体を動かす機会を提供します。
- 市民、スポーツ関係団体、トップスポーツ、大学、行政などと連携・協力しながら、スポーツ・レクリエーションを楽しむ環境の充実を図ります。
- 生涯にわたって健康で活力ある生活を送れるよう、積極的に運動やスポーツに親しむ態度を養うとともに、体力の向上に努めます。

<事業紹介>

ひらつかパラスポーツフェスタ開催事業

パラスポーツやニュースポーツを体験する機会を提供し、パラスポーツに対する理解を深め、普及・振興を図るとともに、障がいの有無にかかわらず、誰もが気軽にスポーツに取り組むきっかけづくりとします。



<その他の事業>

- 市民総合体育大会開催事業
- サッカー文化の振興によるまちづくり事業
- 平塚市民・大学交流スポーツ事業
- 各種スポーツ大会開催事業（少年少女野球・水泳・剣道・マラソン大会・ボッチャ大会など）

第5章

DX・GX の取組の推進

I 教育におけるDX(デジタル化)の主な取組

(1) 教育におけるデジタル化の推進・支援

学校教育においては、学習の基盤となる資質・能力としての情報活用能力を育成するとともに、そのための教師の指導力向上・ICT環境整備の更なる充実が求められます。また、デジタル教科書・教材・学習支援ソフトの活用に向けた取組の推進、クラウド活用による次世代の校務DXを通じた教育データの利活用や学校における働き方改革にも取り組む必要があります。

生涯学習においては、遠隔・オンライン教育の活用による受講の利便性の向上や学習履歴の可視化におけるデジタル技術の活用を推進するとともに、公民館や図書館等の社会教育施設におけるデジタル基盤の強化やデジタル教育の充実も求められます。

これらの取組の推進に当たっては、デジタル社会の正負の側面にも留意しつつ、デジタルリテラシーやサイバーセキュリティの知識を身に付け、自分で考え行動できる力を育むことも求められます。その際、地域や学校間の格差が生じないよう、十分な支援が必要です。

(2) デジタルの活用とリアル(対面)活動の重要性

学びに新たな可能性をもたらしたデジタルを活用した教育は積極的に活用されることが求められます。一方で、リアル(対面)による授業や課外活動の役割も教育において不可欠です。

デジタルとアナログ、遠隔・オンラインと対面・オフラインは、いわゆる「二項対立」の関係には立たないことに留意が必要であり、これらの最適な組合せは、学校段階や学習場面、また一人一人の状況によって異なるものであり、双方のメリット・デメリットを考慮する必要があります。

このことは、社会教育においても同じことが言えます。図書館、博物館、美術館といった各社会教育施設においても、それぞれの良さを生かした取組を進め、市民一人一人の学びの向上を目指すことが必要です。

(3) 学習場面におけるデジタルの活用

学校においては、従来の教師による対面指導に加え、一斉学習や個別学習、協働学習など様々な学習場面においてICTを活用することや、目的に応じ遠隔授業やオンデマンドの動画教材を取り入れるなど、子どもの主体的な学びを支援する伴走者としての教師の役割を果たしつつ、リアルとデジタルを融合した授業づくりに取り組むことが考えられます。その際、教科内のみならず学校教育活動全体の中でのリアルとデジタルの組合せの検討や、デジタル教科書・教材・ソフトウェアの活用も重要です。さらに、学校で学びたくても学べない児童・生徒への遠隔・オンライン教育や、個々の才能を伸ばすための高度な学びへの対応など、デジタルの利点を生かした活用も考えられます。

デジタル化を目的とせず、解決すべき課題の本質を捉え、人と人とのふれあう、ぬくもりを大切にしながら、取組を進めます。

<本計画における具体的な取組>

授業づくり推進事業

各教科等の目標を達成するために、ICTの効果的な活用等について研究協議し、授業改善や指導力の向上に努めています。多くの教科で、ICTを活用し、児童・生徒が課題を提出したり、意見を共有したりしています。また、教科によっては、動画を撮って見返し、そこから課題を発見してアドバイスし合う等、授業のねらいや目標に沿った DX の取組を進めています。



指導者用デジタル教科書

指導者用デジタル教科書は、音声機能やフラッシュカード等の資料が豊富で、教科書本文への書き込み機能や、書き込んだ内容を保存する機能もあります。

各学校に指導者用デジタル教科書を導入し、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を図ります。



電子図書館の学校連携

2023年12月から、市内公立小中学校の児童・生徒・教職員等に電子図書館 ID を付与し、学校で配付されているタブレット端末に平塚市電子図書館アイコンを表示して、学校での学習活動等で電子書籍の活用を進めています。



デジタルアーカイブの充実

平塚市図書館デジタルアーカイブに、図書館で所蔵している浮世絵等の地域資料を掲載し、誰でも貴重な地域資料を閲覧することができます。今後は、七夕まつりや平塚大空襲など、平塚市の歴史に関するデジタル資料を増やし、分かりやすいレイアウトを工夫することで、学校での調べ学習等にも役立つ、幅広い年齢層に興味関心を高めるようなデジタルアーカイブの構築を図ります。



ICTを活用した給食情報の配信

学校給食センターから毎日の献立内容を給食提供前に発信します。また、施設内食育エリアでは、調理場内に設置したカメラにより調理場内風景をリアルタイムで見ることができ、給食の調理工程を学べます。



電子展示システムの充実

平塚市博物館デジタル展示ガイド「ひらはく展示+」を構築し、常設展示の音声ガイドや、画像、動画などの関連情報に自由にアクセスすることで観覧者の興味関心を広げたり理解を深めることができます。今後も継続的に情報の拡充を進め、利用者の満足度の向上を図ります。



2 教育における GX(脱炭素化)の主な取組

脱炭素社会の実現に向け、学校施設の木材利用、エコスクール（環境を考慮した学校施設）の整備等を更に推進します。併せて、整備した学校施設を教材として活用するなど、児童・生徒等の環境教育の推進を図ります。

また、社会教育施設、スポーツ施設等における環境負荷の軽減や再生可能エネルギーの有効活用も進め、安心して快適に利用できる持続可能な環境の確保につなげます。

<本計画における具体的な取組>

教育施設等における再生可能エネルギーの利用と省エネの取組

学校照明器具の LED 化を実施します。また、学校給食センターにおける創エネ・省エネ・蓄エネとごみの減量化に取り組みます。

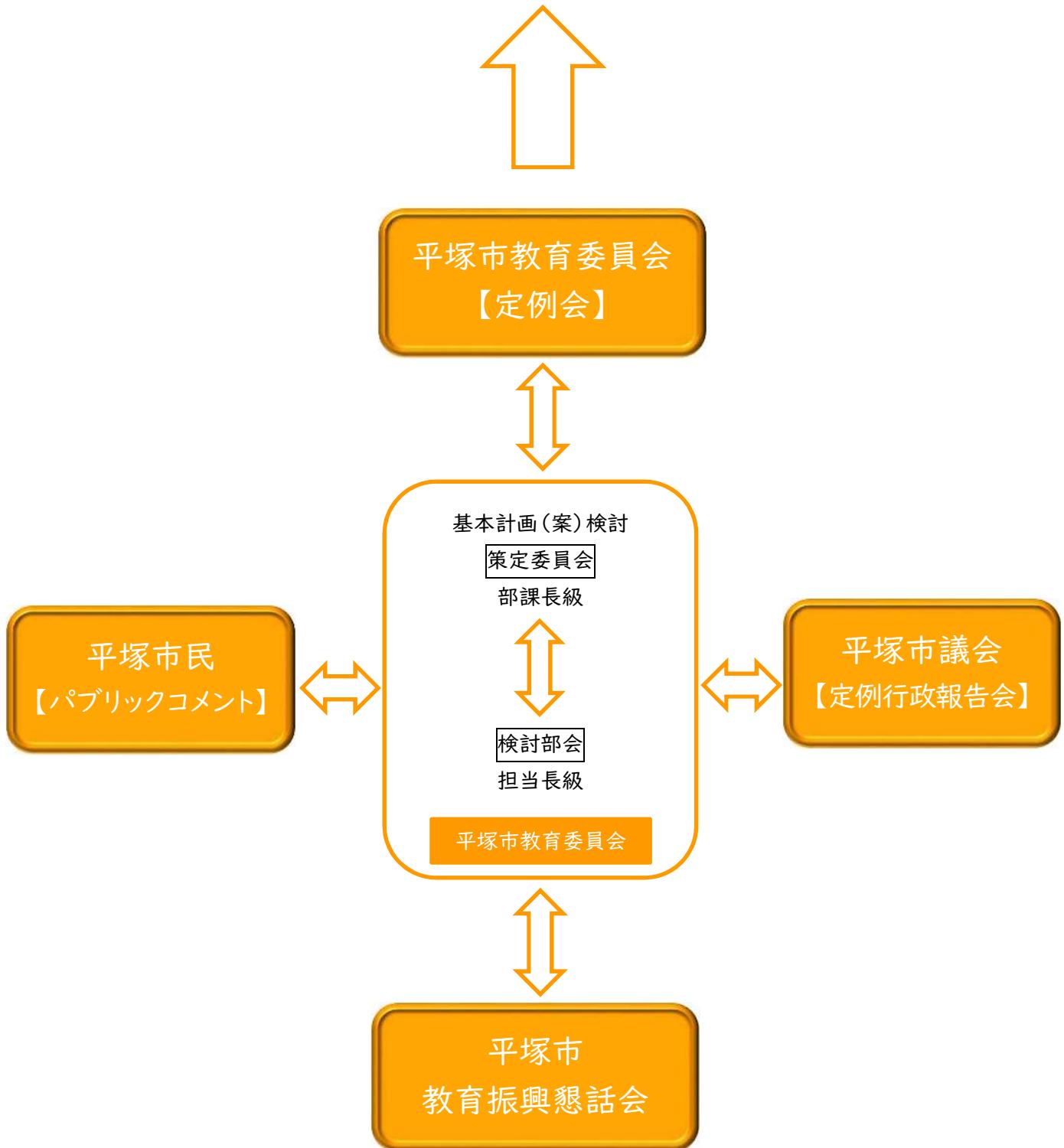


環境教育の充実と支援を通して、次世代を担う子どもたちや幅広い市民の環境問題に対する意識の向上や脱炭素に向けた行動変容につなげる取組を進めます。

資料編

- 1 計画策定体制
- 2 計画検討経過
- 3 計画策定に関する組織
- 4 用語解説

第3期 平塚市教育振興基本計画～奏プラン3～



2 計画検討経過

開催日	会議名
令和6年4月3日	第1回平塚市教育振興基本計画策定委員会
令和6年4月26日	第1回平塚市教育振興基本計画検討部会
令和6年6月20日	第2回平塚市教育振興基本計画検討部会
令和6年7月8日	第3回平塚市教育振興基本計画検討部会
令和6年7月23日	第2回平塚市教育振興基本計画策定委員会
令和6年7月26日	第1回平塚市教育振興懇話会
令和6年8月2日	第4回平塚市教育振興基本計画検討部会
令和6年8月16日	第3回平塚市教育振興基本計画策定委員会
令和6年8月20日	第2回平塚市教育振興懇話会
令和6年9月19日	第5回平塚市教育振興基本計画検討部会
令和6年10月24日	第4回平塚市教育振興基本計画策定委員会
令和6年11月1日	パブリックコメント実施～12月2日（意見数12件）
令和6年12月6日	第6回平塚市教育振興基本計画検討部会
令和6年12月23日	第5回平塚市教育振興基本計画策定委員会
令和7年1月10日	第3回平塚市教育振興懇話会

3 計画策定に関する組織

【教育振興懇話会委員】

氏名	役職等
朝倉 徹	東海大学 総合教育センター所長 平塚市教育委員会 点検・評価アドバイザー
杉山 正宏	帝京大学 教授 元伊勢原市立小学校長 平塚市教育委員会 点検・評価アドバイザー
大津 道雄	秦野市 学習支援員 元秦野市立小学校長 平塚市教育委員会 点検・評価アドバイザー
清水 美智譽	平塚市立小学校長会 中原小学校 校長
宮田 篤	平塚市立中学校長会 浜岳中学校 校長
田中 千勢子	平塚市公民館連絡協議会 須賀公民館 館長
相原 振一郎	平塚市PTA連絡協議会 会長

(敬称略)

【平塚市教育振興基本計画 策定委員会】

委員長	教育総務部長	
委員	学校教育部長	教育研究所長
	社会教育部長	子ども教育相談センター所長
	教育総務課長	社会教育課長
	教育施設課長	中央公民館長
	学校給食課長	スポーツ課長
	学務課長	中央図書館長
	教職員課長	博物館長
	教育指導課長	美術館長
	教育指導課学校安全担当課長	

【平塚市教育振興基本計画 検討部会】

リーダー	教育総務課長	
部会員	教育総務課 代表者	子ども教育相談センター 代表者
	教育施設課 代表者	社会教育課 代表者
	学校給食課 代表者	中央公民館 代表者
	学務課 代表者	スポーツ課 代表者
	教職員課 代表者	中央図書館 代表者
	教育指導課教育指導担当 代表者	博物館 代表者
	教育指導課学校安全担当 代表者	美術館 代表者
	教育研究所 代表者	

4 用語解説

【あ行】

医療的ケア学校看護師

学校や在宅等で日常的に行われている、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理・導尿・インスリン注射等の医行為（医療的ケア）を、平塚市立小・中学校で行う看護師のこと。

インクルーシブ教育

支援教育の理念のもと、共生社会の実現に向け、全ての子どもができるだけ同じ場で共に学び共に育つことを目指す教育のこと。

ウェルビーイング

身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。また、多様な個人がそれぞれ幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあることを含む包括的な概念。

【か行】

外国につながりのある児童・生徒

外国籍の児童・生徒や、日本国籍であっても母語が日本語ではないなど、言語・文化等に様々な背景を持った児童・生徒のこと。

学校運営協議会

委員となった保護者や地域住民が、学校運営に参画することにより、学校の教育目標やビジョンを共有して、社会総がかりで子どもたちの健全育成や学校運営の改善に取り組むことを目的とした合議制の機関のこと。

共生社会

誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会のこと。

国際教室

日本語指導が必要な外国籍の児童・生徒が一定数以上いる学校で開設されている。

コミュニティ・スクール

学校運営協議会を設置した学校のこと。

【さ行】

サイバーセキュリティ

ネットワークやコンピューターシステム、クラウドサービスなどの情報技術資産を、不正アクセスや情報の漏洩・改ざん等の「サイバー攻撃」から保護するための取組のこと。

情報モラル

情報社会において適正な活動を行うために必要な、基本的な考え方と態度、道徳のこと。

情報リテラシー

世の中にある大量な情報の中から、必要なものを適切に把握して活用できる知識や技術・能力のこと。

スクールカウンセラー

臨床心理の専門性を有し、教職員を心理的な側面から援助する職員のこと。児童・生徒の課題の解決のため、本人や保護者のカウンセリング、教職員及び保護者に対する助言、児童・生徒に関する情報収集やアセスメント等を行う。

スクールソーシャルワーカー

社会福祉の専門性を有し、教職員を福祉の側面から援助する職員のこと。課題を抱えた児童・生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関とのネットワークの構築、学校内におけるチーム支援体制の構築・支援等を行う。

創エネ・省エネ・畜エネ

「創エネ」とは電気を自らつくる取組、「省エネ」とはエネルギーの無駄を省いて効率的に使う取組、「畜エネ」とは電気を蓄える取組のこと。

【た行】

デジタルリテラシー

デジタル技術を使用して、適切に活用するための能力のこと。

通級による指導

通常の学級に在籍する比較的軽度の障がいのある児童・生徒に対し、一部の授業について、障がいによる学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした特別な指導を行う指導形態のこと。これらを行う特別な指導の場のことを「通級指導教室」と言い、平塚市では、難聴、言語障がいのある児童に対して指導を行う「ことばの教室」と、発達障がい等により、コミュニケーションや感情のコントロールに困難さのある児童に対して指導を行う「まなびの教室」が設置されている。

特別支援学級

小学校・中学校において、障がいのある児童・生徒に対し、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服するために設置される学級。令和6年度現在、平塚市では知的障害学級、肢体不自由学級、病弱・身体虚弱学級、弱視学級、難聴学級、自閉症・情緒障害学級が設置されている。

【な行】

ニュースポーツ

20世紀後半以降に新しく考案されたスポーツのことで、年齢や体力にかかわらず誰もが楽しめるスポーツ。インディアカ、ペタンク、グラウンドゴルフ、ソフトバレーボールなどがある。

【は行】

平塚市通学路交通安全プログラム

通学路の安全確保に向け、関係機関が連携して安全点検や安全対策を継続的に取り組むための基本的な方針。

不易流行

物事の基礎や本質であり、いつまでも変化しないものの中に、新しい変化を取り入れるといった意味合い。教育においては、子どもの考える力や自主性を育むことなど、教育の根幹となるものが不易、新しい教育理論や教育ツールを取り入れることなどを流行として取り扱うことが多い。

【ま行】

マルチステージモデル

従来、一般的に人生は「教育」「仕事」「引退」という3つのステージで捉えられてきたが、人生100年時代の到来により「引退」のステージが長くなることから、社会に出てから様々なステージを並行・移行しながら生涯現役で在り続けるというモデルのこと。

【や行】

ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別、文化の違い等にかかわらず、多様な人々にとって分かりやすく、利用しやすいようデザインする考え方のこと。「教育のユニバーサルデザイン」は、この考え方を教育に反映させたものである。

【ら行】

リカレント教育

学校教育から離れた後も、それぞれのタイミングで学び直し、仕事で求められる能力を磨き続けていくための社会人の学びのこと。

【E】

ESD

Education for Sustainable Development の略で「持続可能な開発のための教育」と訳されており、持続可能な社会の創り手を育む教育のこと。

【I】

ICT

Information and Communication Technology(情報通信技術)の略。教育・医療など諸分野におけるコンピュータ技術の活用方法のこと。

【S】

SDGs

Sustainable Development Goals の略で「持続可能な開発目標」と訳されている。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、2030年までに達成すべき17の目標と169のターゲットが掲げられている。

Society5.0

狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く、新たな社会のこと。我が国が目指すべき未来社会の姿であり、「持続可能性と強靭性を備え、国民の安全と安心を確保するとともに、一人一人が多様な幸せを実現できる社会」と第6期科学技術・イノベーション基本計画(2021年)では表現している。

【V】

VUCA

将来の予測が困難な状態。変動性(Volatility)・不確実性(Uncertainty)・複雑性(Complexity)・曖昧性(Ambiguity)の頭文字を取った造語のこと。

第3期 平塚市教育振興基本計画
～奏プラン3～
2025年1月

編集・発行 平塚市教育委員会 教育総務部教育総務課
〒254-8686 神奈川県平塚市浅間町9番1号
電 話 0463-23-1111(代表)
0463-35-8113(直通)

